

豊能町

提案基準 A

「沿道整備において店舗等の立地を目的とする開発行為の取扱い」

豊能町

都市建設部 都市計画課

■はじめに

この提案基準Aは豊能町の市街化調整区域内の指定された路線の沿道区域において、「豊能町総合まちづくり計画」、「豊能町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「豊能町都市計画マスタープラン」及び「豊能町市街化調整区域の土地利用のあり方ガイドライン」で位置づけられている豊能町の考え方に即した開発行為及び建築行為について必要な事項を定めるものです。

沿道区域内において開発行為及び建築行為が許可されるものは、提案基準Aに規定する建築物の用途（P 2 3 「市街化調整区域内の指定路線の沿道区域内で建築可能な建築物の用途制限一覧表」参照）であり、かつ、「豊能町総合まちづくり計画」、「豊能町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「豊能町都市計画マスタープラン」及び「豊能町市街化調整区域の土地利用のあり方ガイドライン」に位置付けられている豊能町の考え方に即したものでなければ許可はされませんので、必ず事前に相談や協議をするようにしてください。

また、検討されている開発等の計画がこの提案基準に適合したものであったとしても、開発行為や建築行為がすぐに認められるということではありません。

この提案基準Aと他法令に適合し、かつ、豊能町の考え方に即した計画であると判断されたのち、大阪府開発審査会で審議され、そこで認められなければ開発行為等の許可を受けることはできません。

この提案基準Aは豊能町の市街化調整区域の田園風景などの景観を保全しながら地域の活性化に資する施設の誘致や整備を目指すものです。

本提案基準の趣旨をご理解いただき、開発等の計画をご提案下さいますようお願いいたします。



■目 次

提案基準 A	P 1
別図 1 「沿道区域の考え方」	P 3
別図 2 「指定路線の沿道区域内における対象敷地の考え方」	P 5
別図 3 「指定路線及び指定路線に直接接続する道路の考え方」	P 7
よくある質問	P 9
豊能町域 沿道整備対象路線指定区間図	P 1 1
指定路線の沿道区域内で建築可能な建築物の用途制限一覧表	P 2 3

●提案基準 A

路線沿道において店舗等の立地を目的とする開発行為の取扱い

(趣旨)

第1 この基準は、大阪府の「都市計画法第34条第14号及び都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに関する判断基準」(以下「判断基準」という。)第6の規定に基づき、町長が指定した路線の沿道において第4に規定する建築物の用途の建築及び用途変更を目的とする開発行為及び建築行為(以下「開発行為等」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2 この基準は、「豊能町総合まちづくり計画」、「豊能町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「豊能町都市計画マスタープラン」及び「豊能町市街化調整区域の土地利用のあり方ガイドライン」で位置づけされている沿道整備の考え方に即したものであり、かつ、町長が指定した路線である市街化調整区域内の国道423号、国道477号、府道茨木能勢線、府道余野車作線、府道余野茨木線、通称「花折街道(町道吉川中央線・町道吉川川尻線)」(別紙「豊能町域 沿道整備対象路線指定区間図 No.1」参照。以下「指定路線」という。)の境界線に対して水平距離50mまで(「別図1」参照。以下「沿道区域」という。)のものに適用する。

(立地)

第3 申請に係る土地(以下「対象敷地」という。)は、第2で規定する沿道区域内にあり、かつ、次のいずれにも該当するものとする。(「別図2」参照)

- (1) 建築基準法第42条第1項1号に該当する道路に2m以上接していること。ただし、道路と対象敷地の間に河川・水路があり、建築基準法第43条の許可を受ける見込みがある場合はこの限りではない。
- (2) 対象敷地の過半が沿道区域内に存していること。ただし、対象敷地の出入口が指定路線に面して設けられている場合はこの限りではない。
- (3) 対象敷地の出入口が指定路線に面して設けられていること。または、2m以上の幅の出入口が指定路線に直接接続する建築基準法第42条第1項1号に該当する道路(「別図3」参照)に面して設けられていること。
- (4) 豊能町の土地利用計画から判断して支障がないこと。
- (5) 道路、公園等の公共施設及び学校、上下水道の公益施設並びにこれらの施設の計画に支障がないこと。
- (6) 判断基準第5に定める区域内に存しないこと。

(建築物の用途)

第4 申請に係る建築物の用途は、近隣商業地域で立地できるもののうち次にあげるもの(以下「店舗等」という。)とする。ただし、併設される住宅については、この限りでない。

- (1) 店舗
- (2) 事務所
- (3) 宿泊施設
- (4) 工場

(店舗等の敷地規模等)

第5 店舗等の規模は、次の各号に該当すること。ただし、この基準の適用前に存する建築物については、(1)(2)(3)(4)の適用はしない。

- (1) 敷地面積は、概ね500㎡以上5,000㎡未満であること。
- (2) 道路境界線から幅1m以上の植栽帯を設置し緑化面積の最低限度は、敷地面積の20%以上とする。
- (3) 壁面の位置の制限は、周囲1m以上であること。
- (4) 準防火地域内の建築物の構造制限を適用する。
- (5) 建築物の色彩は、周辺の美観を損なわないものとする。
- (6) 垣または柵の構造は、周辺の環境や景観との調和、地区の特性等を考慮し緑化を基本とする。

(地元調整)

第6 開発行為等に対して、地元自治会等関係者との調整結果を踏まえ、町長が支障ないと判断したもの。

(駐車場)

第7 駐車場は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。ただし、この基準の適用前に存する建築物については、適用はしない。

- (1) 駐車台数は、店舗等の用途により、次にあげる数値の台数を確保すること。

ア 店舗 予定建築物の延べ面積(店舗に係る部分)を50㎡で除して得られる数値(小数点以下切り上げ)とする。ただし物品販売店等で、自動車での来店者が多数想定される場合は、別途協議により決定した数値とする。

イ 飲食店 客席数を4で除して得られる数値(小数点以下切り上げ)に1を加えた数値とする。

- (2) 駐車場は自走式駐車場とし、駐車ますの大きさは長さ5.0m以上、幅2.3m以上とすること。
- (3) 道路から直接駐車できない形態とすること。

(附則)

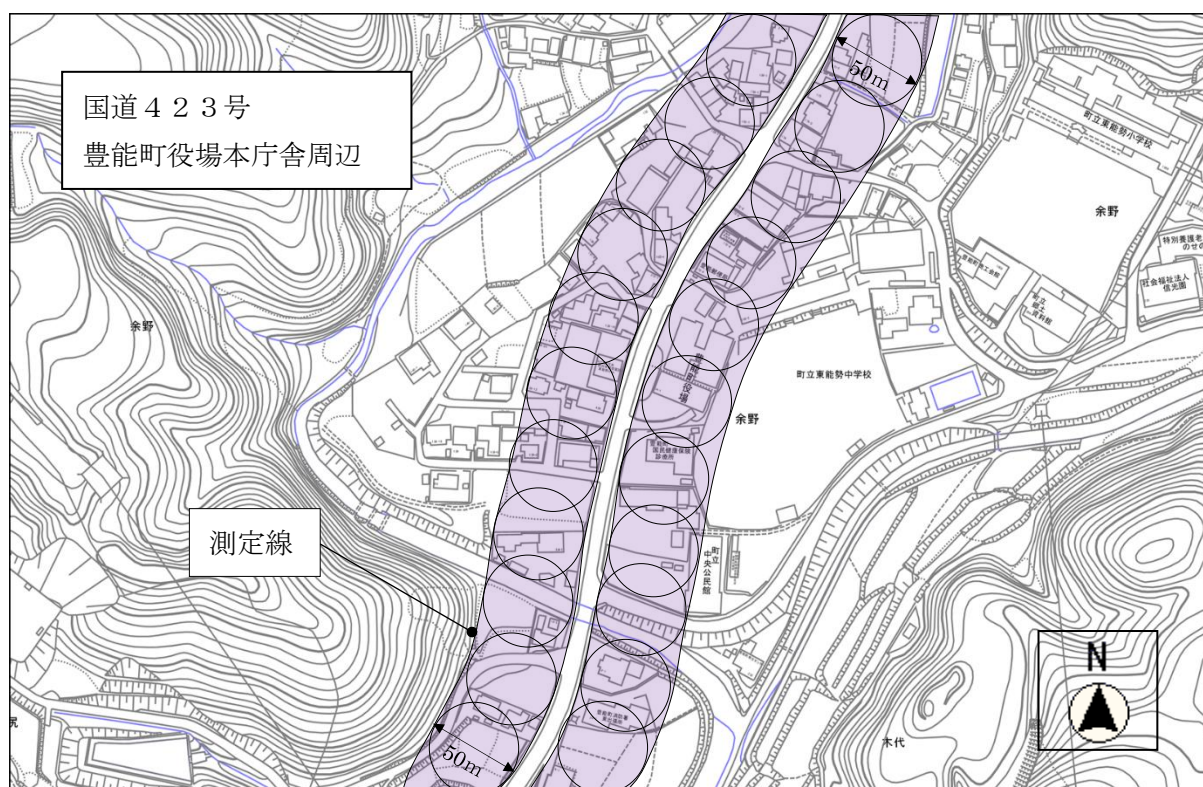
この基準は、平成30年1月1日から施行する。

この基準は、令和6年1月1日から施行する。

沿道区域の考え方

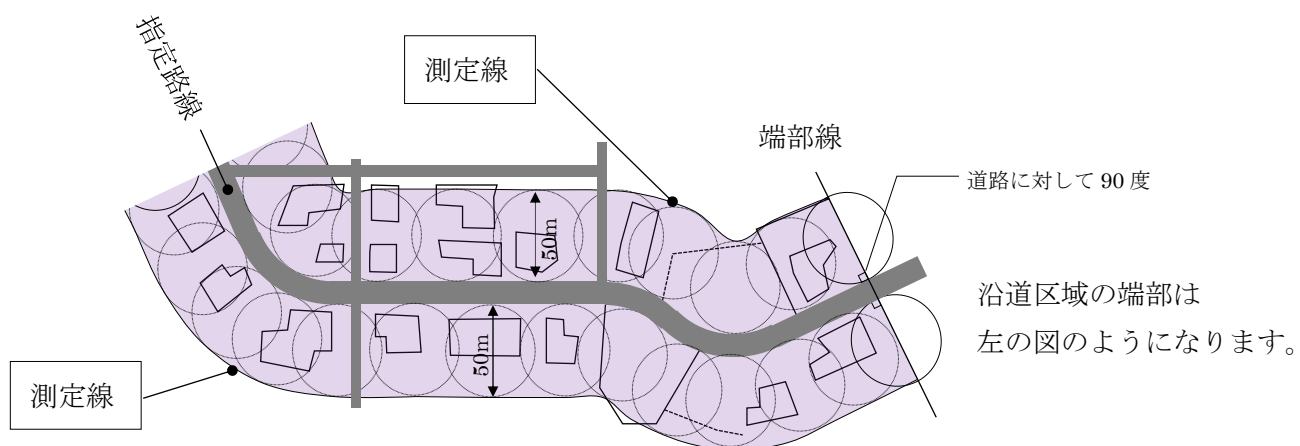
指定路線の境界線に対して水平距離 50 m までが沿道区域となります。

模式的には、直径 50 m の円を、指定路線の境界線に沿って回転させた時に円の通過する部分の最も外側の線が測定線となります。よって、出隅の部分は円弧を描きます。

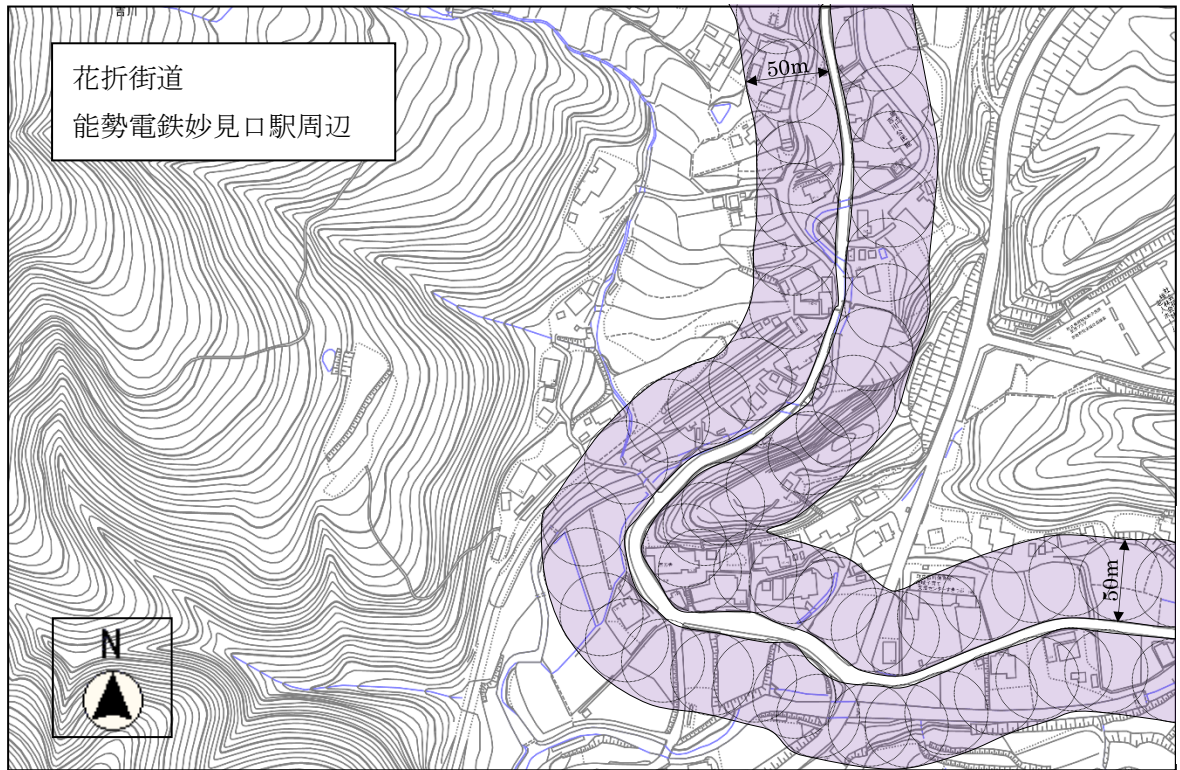


沿道区域内における対象敷地については、別図 2 のとおりです。

 沿道区域



沿道区域の端部は
左の図ようになります。



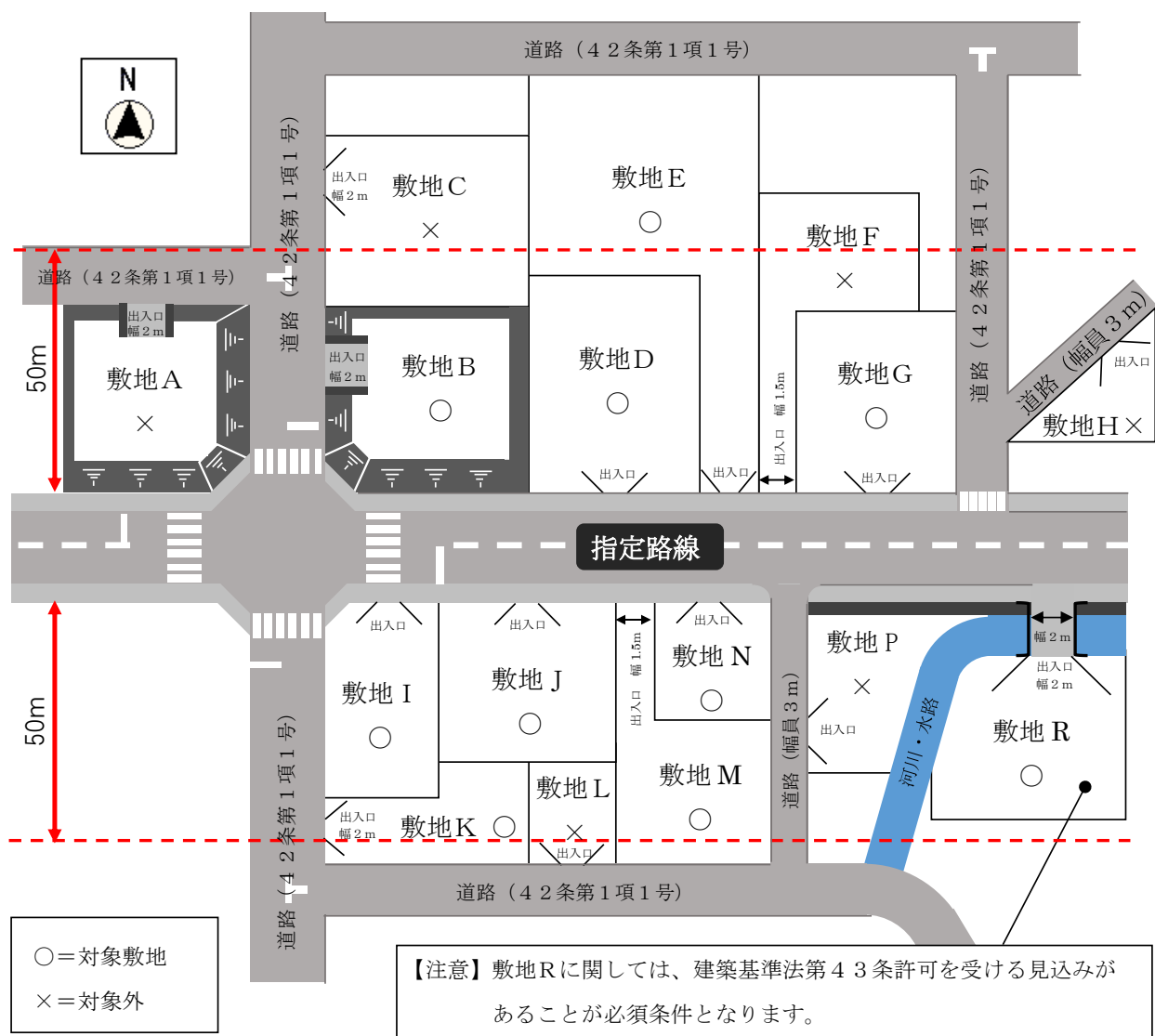
指定路線の沿道区域内における対象敷地の考え方

<対象敷地>

対象敷地は、豊能町の市街化調整区域内にある国道423号、国道477号、府道茨木能勢線、府道余野車作線、府道余野茨木線の指定された区間と、吉川地区の花折街道（以下、指定路線という。）の沿道区域内に存する敷地であって、建築基準法（府条例を含む）の接道義務を果たしている敷地、かつ次のいずれにも該当するものであること。

※花折街道＝町道吉川中央線・町道吉川川尻線

- ・沿道区域内（別図1参照）に対象敷地の過半が存していること。ただし、対象敷地の出入口が指定路線に面して設けられている場合はこの限りではない。
- ・対象敷地の出入口が指定路線に面して設けられている。または、2m以上の幅の出入口が指定路線に直接接続する建築基準法第42条第1項1号に該当する道路に面して設けられていること。



＜対象となる敷地＞

敷地名	対象敷地となる理由
敷地B	- 幅2m以上の出入口が指定路線に直接接続する建築基準法第42条第1項1号に該当する道路に面して設けられている。 - 一方で、指定路線に対しては高低差があり、階段や傾斜路を備えた出入口が指定路線に面して設けられていないと判断する。
敷地D	出入口が指定路線に面して設けられている。
敷地E	出入口が指定路線に面して設けられていることから、敷地の過半が区域外であっても対象となる。※指定路線側の接道が2m未満であっても、北側の建築基準法第42条第1項1号に該当する道路に対して2m以上接していることから、接道義務は果たしていると判断できる。
敷地G、I、J	出入口が指定路線に面して設けられている。
敷地K	2m以上の幅の出入口が、指定路線に直接接続する建築基準法第42条第1項1号に該当する道路に面して設けられている。※出入口の幅が2m未満の場合は対象外となるので注意。
敷地M	出入口が指定路線に面して設けられている。指定路線側の接道が2.0m未満であっても、南側の建築基準法第42条第1項1号に該当する道路に対して2m以上接していることから、接道義務は果たしていると判断できる。
敷地N	出入口が指定路線に面して設けられている。
敷地R	- 出入口が指定路線に面して設けられている。ただし、以下の条件が必須となる。 ※建築基準法第43条許可を受ける見込みがあること。 ※橋（占用部分）の幅が2m未満の場合は、建築基準法上の接道義務を果たしていないので対象外となる。

＜対象とならない敷地＞

敷地名	対象敷地とならない理由
敷地A	- 指定路線および指定路線に直接接続する建築基準法第42条第1項1号に該当する道路と敷地に高低差があり、階段や傾斜路を備えた出入口が指定路線または指定路線に直接接続する建築基準法第42条第1項1号に該当する道路に面して設けられていないため。 - ただし、指定路線に面する出入口（階段や傾斜路）、または指定路線に直接接続する建築基準法第42条第1項1号に該当する道路に面した2m以上の出入口を設けた場合は対象となる。
敷地C	対象敷地の過半が沿道区域内にないため。
敷地F	建築基準法第43条（接道義務）の規定を満たしていないため。
敷地H	出入口が指定路線または指定路線に直接接続する建築基準法第42条第1項1号に該当する道路に面して設けられていないため。
敷地L	出入口が指定路線または指定路線に直接接続する建築基準法第42条第1項1号に該当する道路に面して設けられていないため。
敷地P	出入口が指定路線または指定路線に直接接続する建築基準法第42条第1項1号に該当する道路に面して設けられていないため。

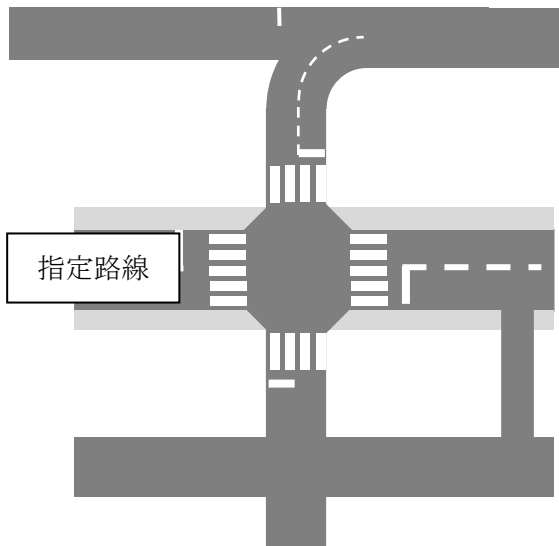
指定路線及び指定路線に直接接続する道路の考え方

<指定路線>

本提案基準 A に規定する指定路線は、豊能町の市街化調整区域内にある国道 4 2 3 号、国道 4 7 7 号、府道茨木能勢線、府道余野車作線、府道余野茨木線の指定された区間と、吉川地区の花折街道（町道吉川中央線・町道吉川川尻線）とする。

<指定路線に直接接続する道路の考え方>

指定路線に直接接続する道路は、指定路線と交差点等で直接接続している道路を指す。



左の図の場合、直接接続する道路と接続しない道路は、下の図のように分類されます。

直接接続している道路	直接接続していない道路

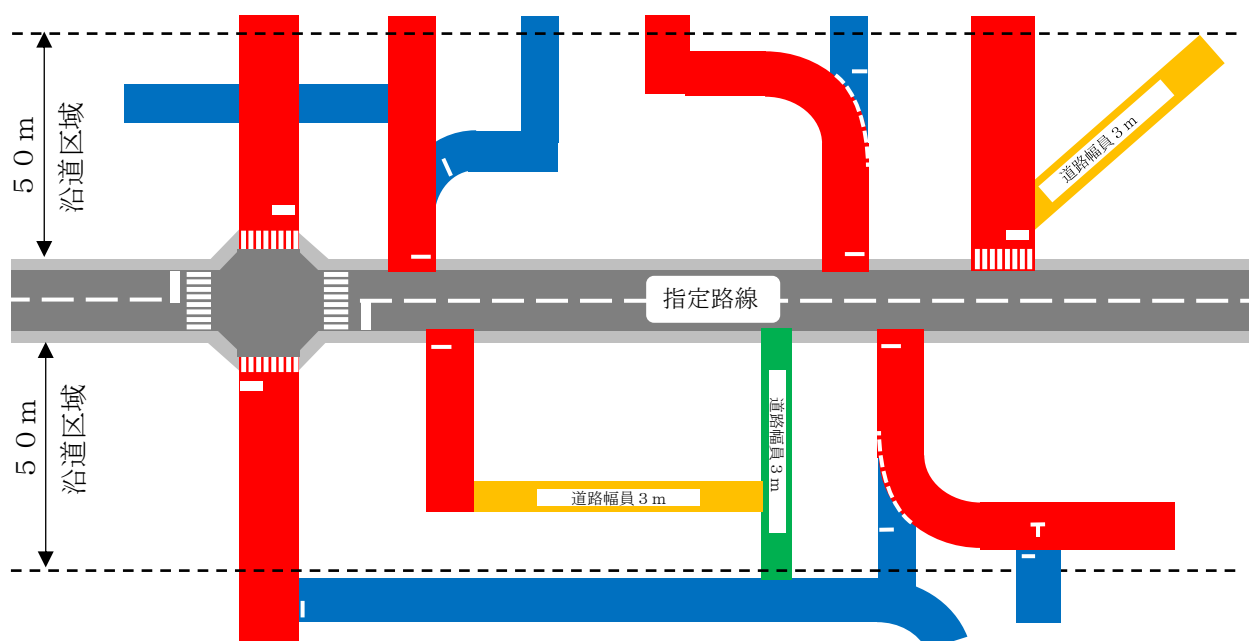
<出入口を面して設けることが条件となる対象道路の考え方>

本提案基準では、沿道区域内の敷地に対し、指定路線に出入口が面していること、または指定路線に直接接続する建築基準法第42条第1項1号に該当する道路に2m以上の幅の出入口が面して設けられていることで対象敷地となることを規定しています。

ここでは、対象敷地となるために2m以上の幅の出入口を面して設ける道路の考え方を示します。

以下の図のような道路網の場合、P9に考え方を示す指定路線に直接接続する道路、直接接続しない道路、そして建築基準法第42条第1項1号に該当する道路、該当しない道路について以下のとおりで色分けします。

	指定路線に直接接続する、建築基準法第42条第1項1号に該当する道路
	指定路線に直接接続していない、建築基準法第42条第1項1号に該当する道路
	指定路線に直接接続する、建築基準法第42条第1項1号に該当しない道路
	指定路線に直接接続していない、建築基準法第42条第1項1号に該当しない道路

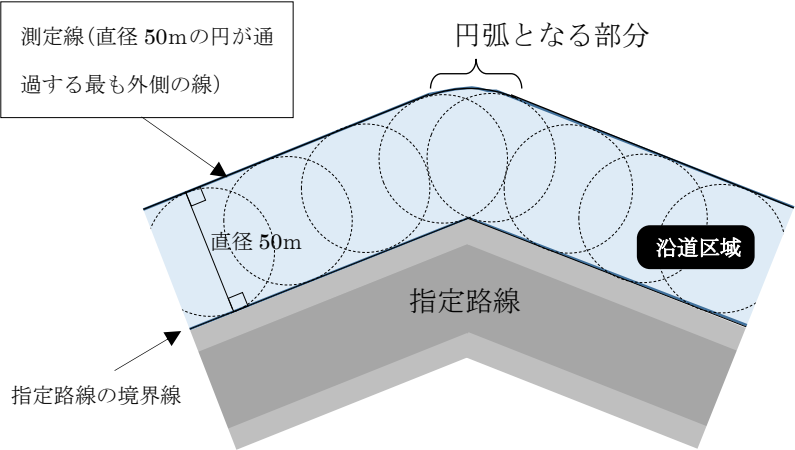
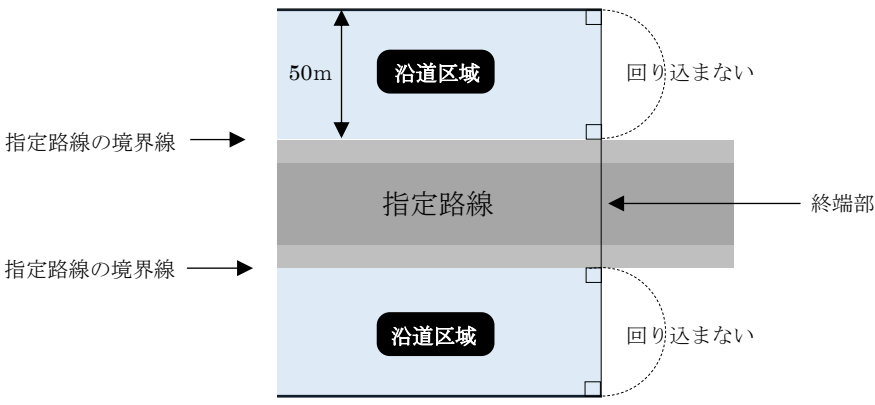


対象敷地となるのに必要な道路は、「①指定路線に直接接続している」、「②建築基準法第42条第1項1号道路に該当している」という2つの条件を満たしたものと規定しているので、以下の表にまとめると、赤色の道路のみが2つの基準を満たした「指定路線に直接接続している、建築基準法第42条第1項1号に該当する道路」となります。

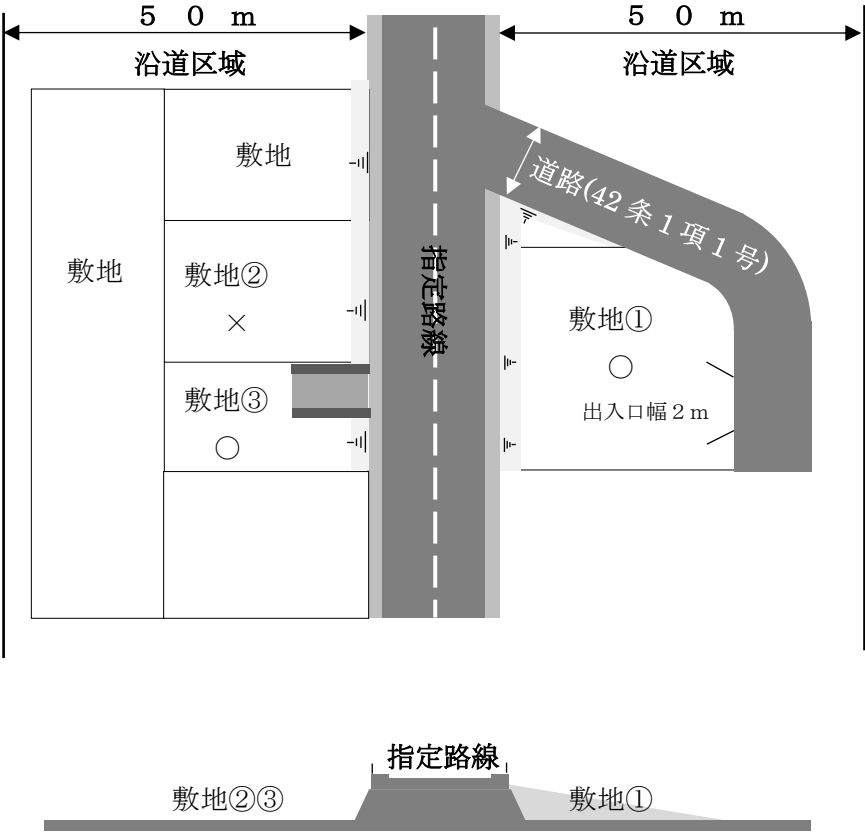
道路				
①指定路線に直接接続している	○	×	○	×
②建基法42条第1項1号に該当している	○	○	×	×

以上のことから、指定道路と指定路線に直接接続する建築基準法第41条第1項1号に該当する（赤色の）道路が、提案基準Aの対象敷地となるために必要な道路となります。

<よくある質問>

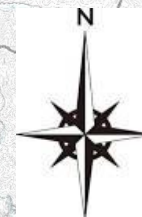
ご質問	回 答
指定路線から水平距離 50mの線は、明示してもらえるのか。	設計者ご自身で引いていただくことになります。 官民境界の明示は必要条件となりますので、指定路線の道路境界線は図示されることになります。その為、この道路境界線から設計者ご自身で引いていただくことになります。
指定路線から「水平距離 50m」とは、指定路線（道路）の中心線に対して垂直に設定するのか、指定路線の境界線に対して垂直に設定するのか。	指定路線の境界線に対して垂直方向 50mまでが沿道区域となります。模式的には、直径 50mの円を、指定路線の境界線に沿って回転させた時に円の通過する部分の最も外側の線が測定線となります。なお、指定路線の境界線の内側は一般の区域となります。 
沿道区域の対象区間の終端部の場合、沿道区域をどのように設定すればよいのか。	終端部では回り込まないため、下図のようになります。 
沿道区域内にあって、2m接道している対象敷地であれば、全ての用途の建築物を建築できるのか。	全てではありません。提案基準Aに規定する建築物が対象となります。また、出入口について基準を設けていますので、「別図2」をご参照ください。 建築物の建築については、別途建築基準法、大阪府建築基準法施行条例等への適合が必要ですので、建築確認申請の提出先と十分な協議を行うようお願いします。
提案基準第5(2)にて緑化について定めがあるが、これを守ればよいのか。	そのとおりです。ただし、大阪府では自然環境保全条例第33条及び第34条に基づき、1,000㎡以上の敷地において建築物の新築・改築、又は増築を行う際に緑化を義務付けており、基準に沿った緑化計画書等の届出が必要となりますので、事前に豊能町都市計画課窓口まで確認するようお願いします。

<よくある質問>

ご質問	回 答
指定路線と敷地に高低差がある場合の取扱いについて教えて欲しい。	指定路線と敷地に著しい高低差があり、敷地から道路に通じる階段や傾斜路等の有効な通路等が設けられていない場合は、沿道区域内にあっても対象敷地とはなりません。 ただし、同敷地で別の指定路線に直接接続する建築基準法第42条第1項1号に該当する道路に接道し、2m以上の幅の出入口を設けることができる場合は対象敷地となります。 例えば、以下の図の敷地①は指定路線と高低差があり、階段や傾斜路等はありませんが、他の指定路線に直接接続する建築基準法第42条第1項1号に該当する道路に2m以上接道し、かつ、2m以上の幅の出入口を面して設けていることから、対象敷地となります。 敷地②にも敷地①と同様に指定道路との間に高低差がありますが、こちらは階段や傾斜路等が設けられていないことから対象敷地とはなりません。 ただし、敷地③のように、敷地から指定道路に通じる階段や傾斜路等の有効な通路等を設けている敷地は対象敷地と判断できます。 

豊能町域 沿道整備対象路線指定区間図 No.1

京都府 亀岡市



大阪府 能勢町

国道423号

府道
余野車作線

豊能町役場 本庁舎

兵庫県 川西市

国道477号

花折街道

花折街道

府道
余野茨木線

国道423号

国道477号

大阪府 茨木市

兵庫県 川西市

大阪府 箕面市

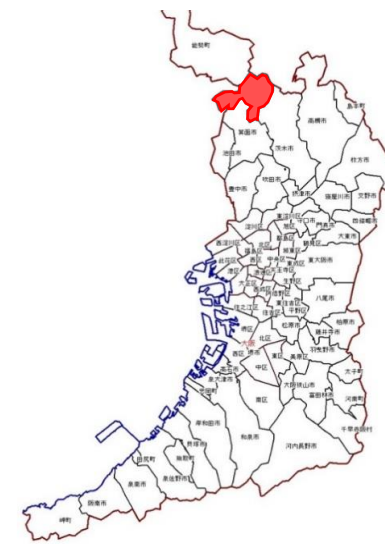
府道
茨木能勢線

大阪府 池田市

1km

縮尺 S=1:60,000

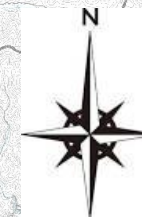
大阪府 豊能町



大阪府

豊能町域 沿道整備対象路線指定区間図 No.2

京都府 亀岡市



大阪府 能勢町

兵庫県 川西市

国道477号

詳細地図 No.5

花折街道

詳細地図 No.6

詳細地図 No.2

地図No.3

地図No.2

詳細地図 No.3

詳細地図 No.4

府道
余野車作線

府道
余野茨木線

国道423号

地図No.4

大阪府 茨木市

大阪府 箕面市

府道
茨木能勢線

大阪府 池田市

詳細地図 No.1

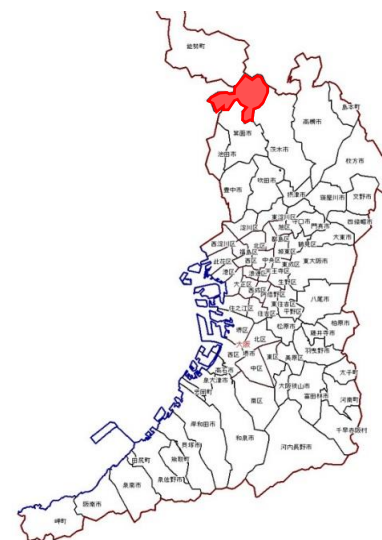
国道477号

兵庫県 川西市

1km

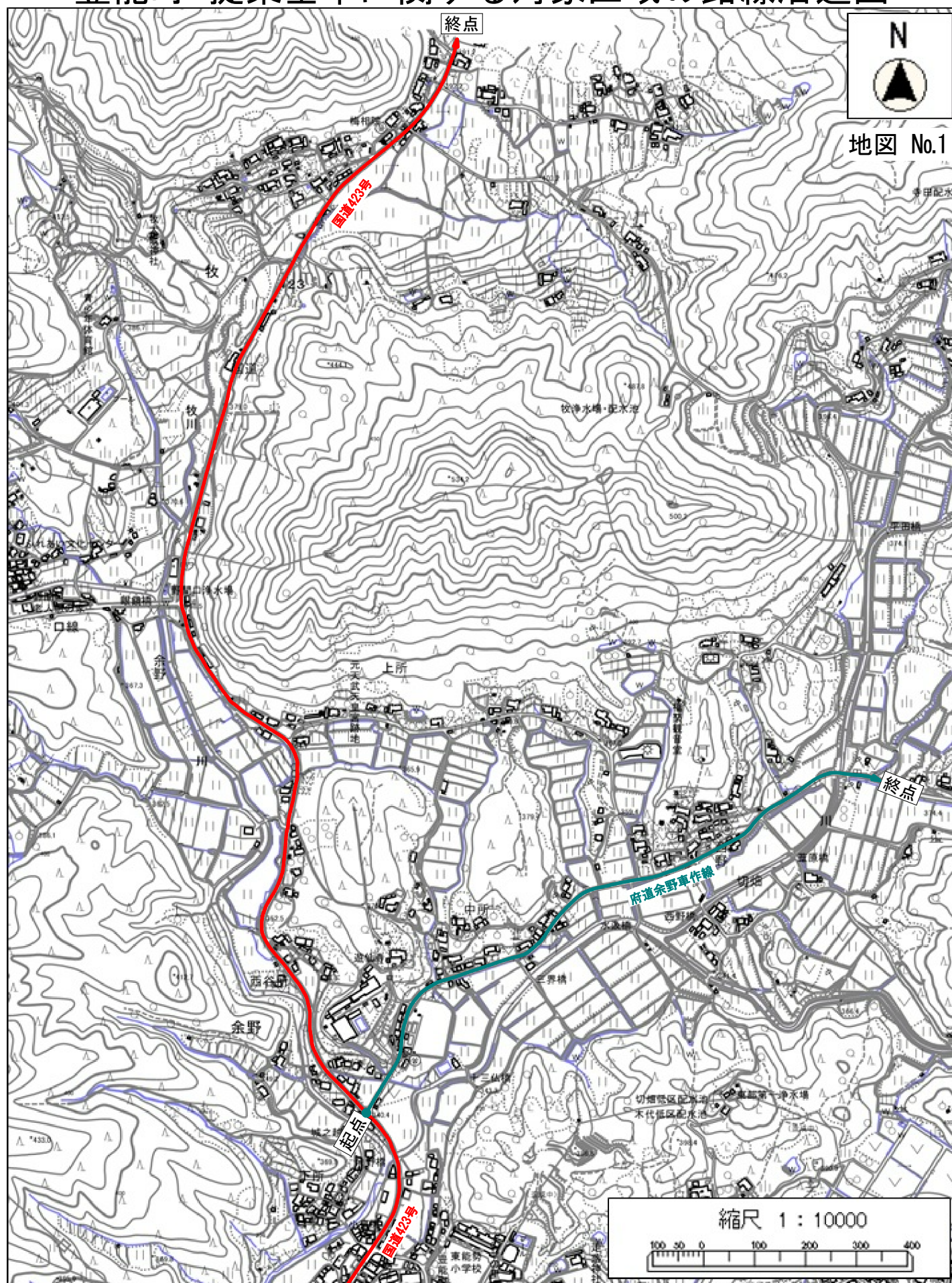
縮尺 S=1:60,000

大阪府 豊能町

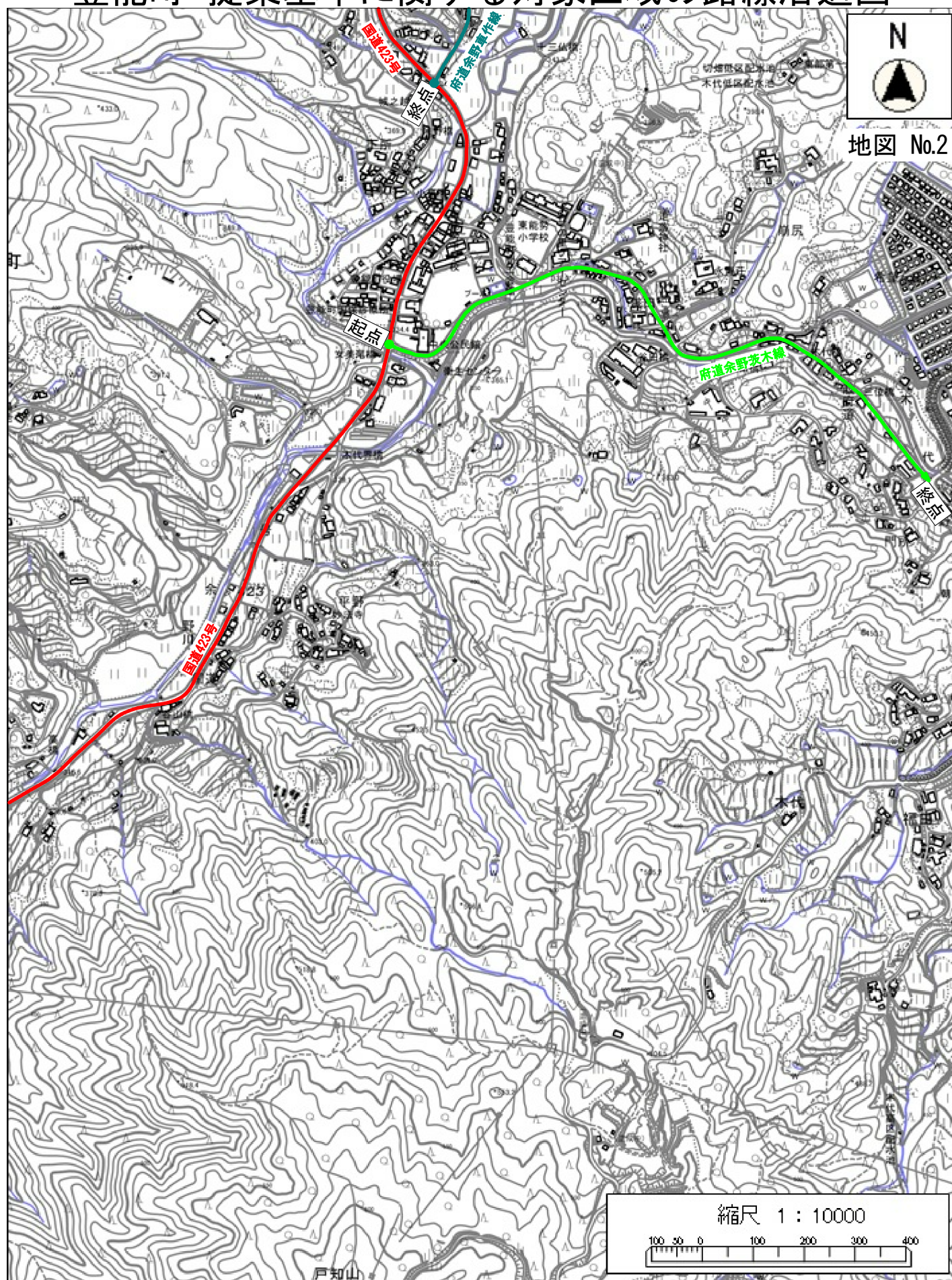


大阪府

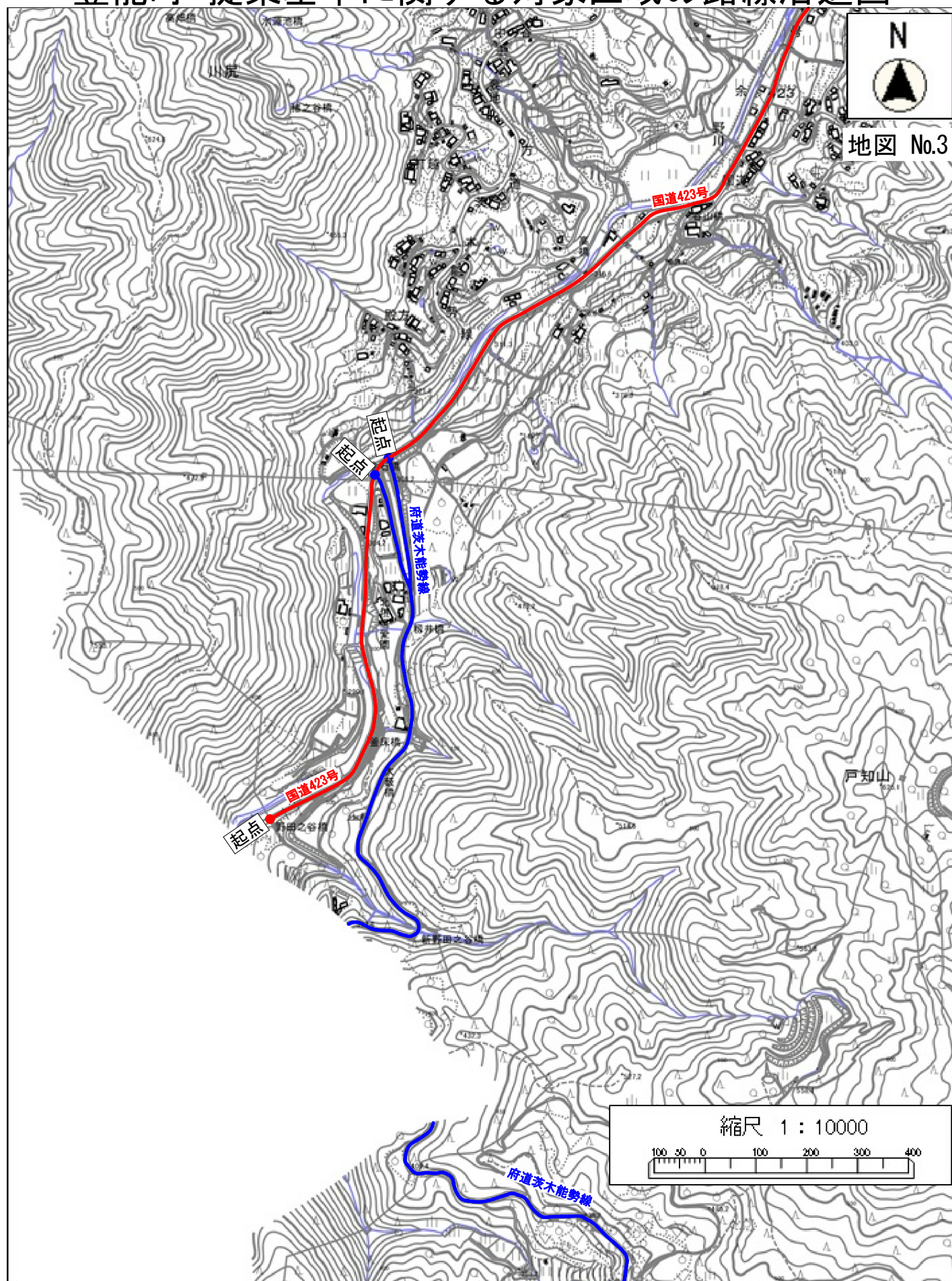
豊能町 提案基準に関する対象区域の路線沿道図



豊能町 提案基準に関する対象区域の路線沿道図

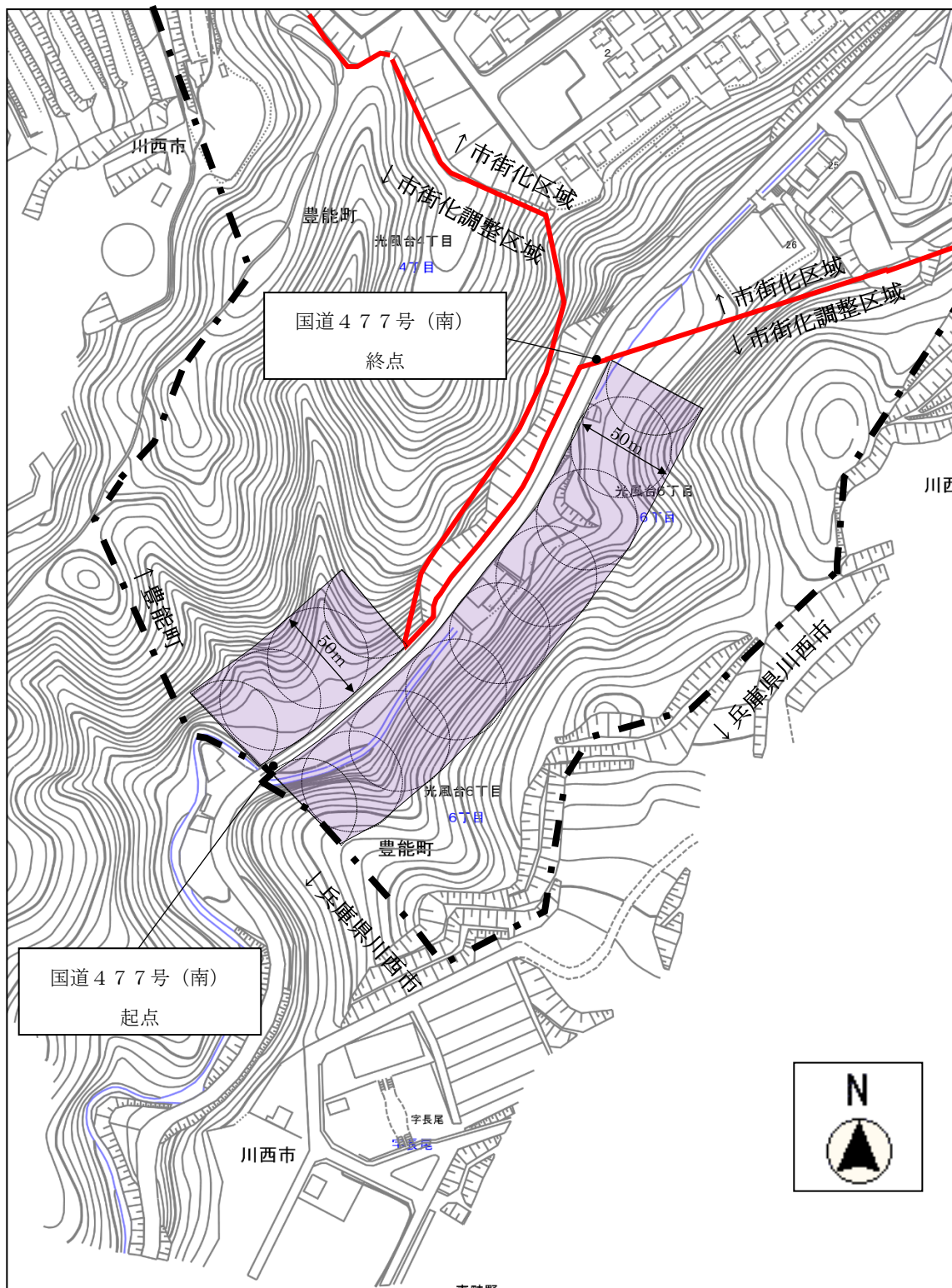


豊能町 提案基準に関する対象区域の路線沿道図



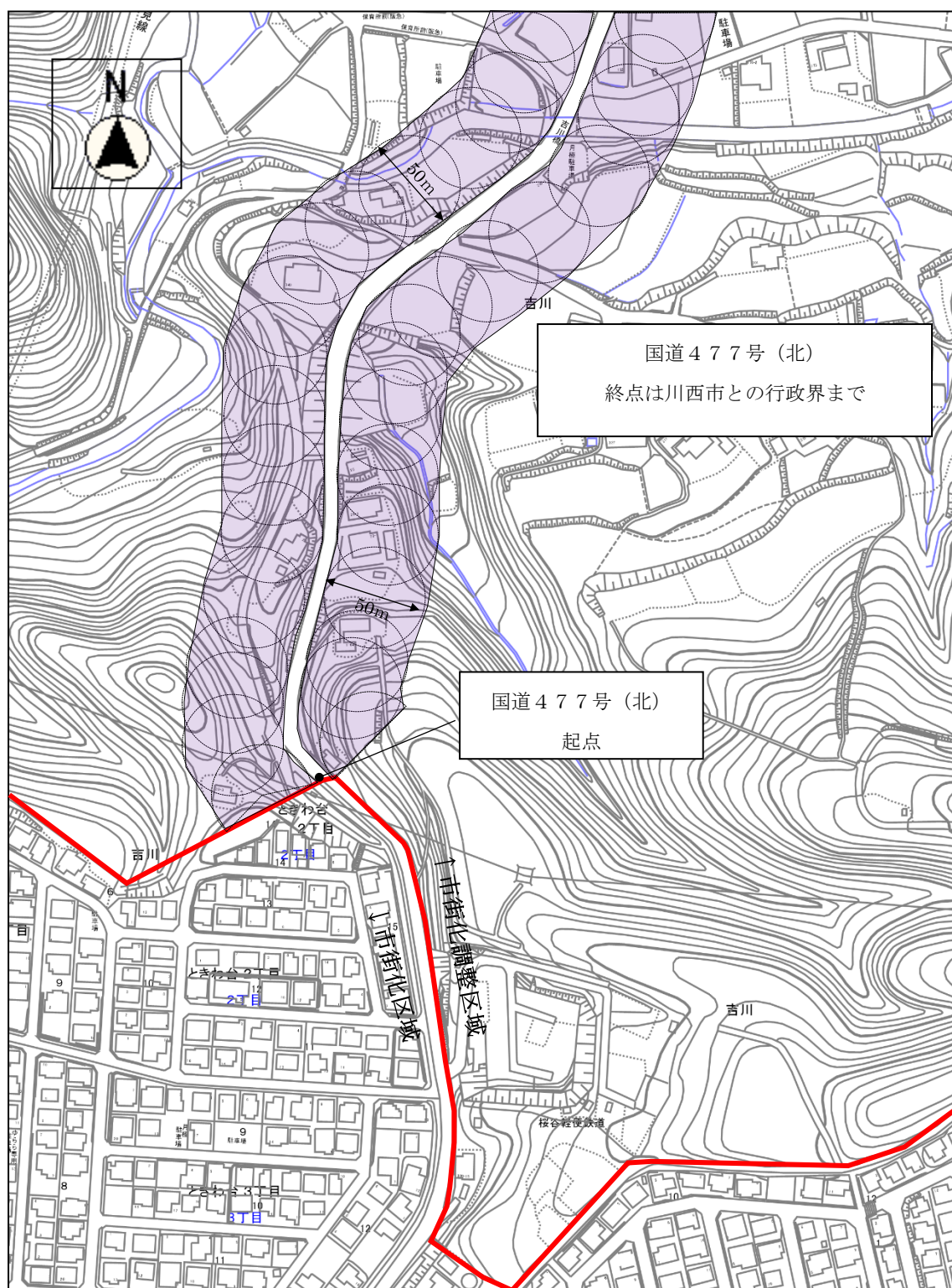
詳細地図 No.1

■国道477号（南）（光風台から南（一の鳥居）方面）



詳細地図 No.2

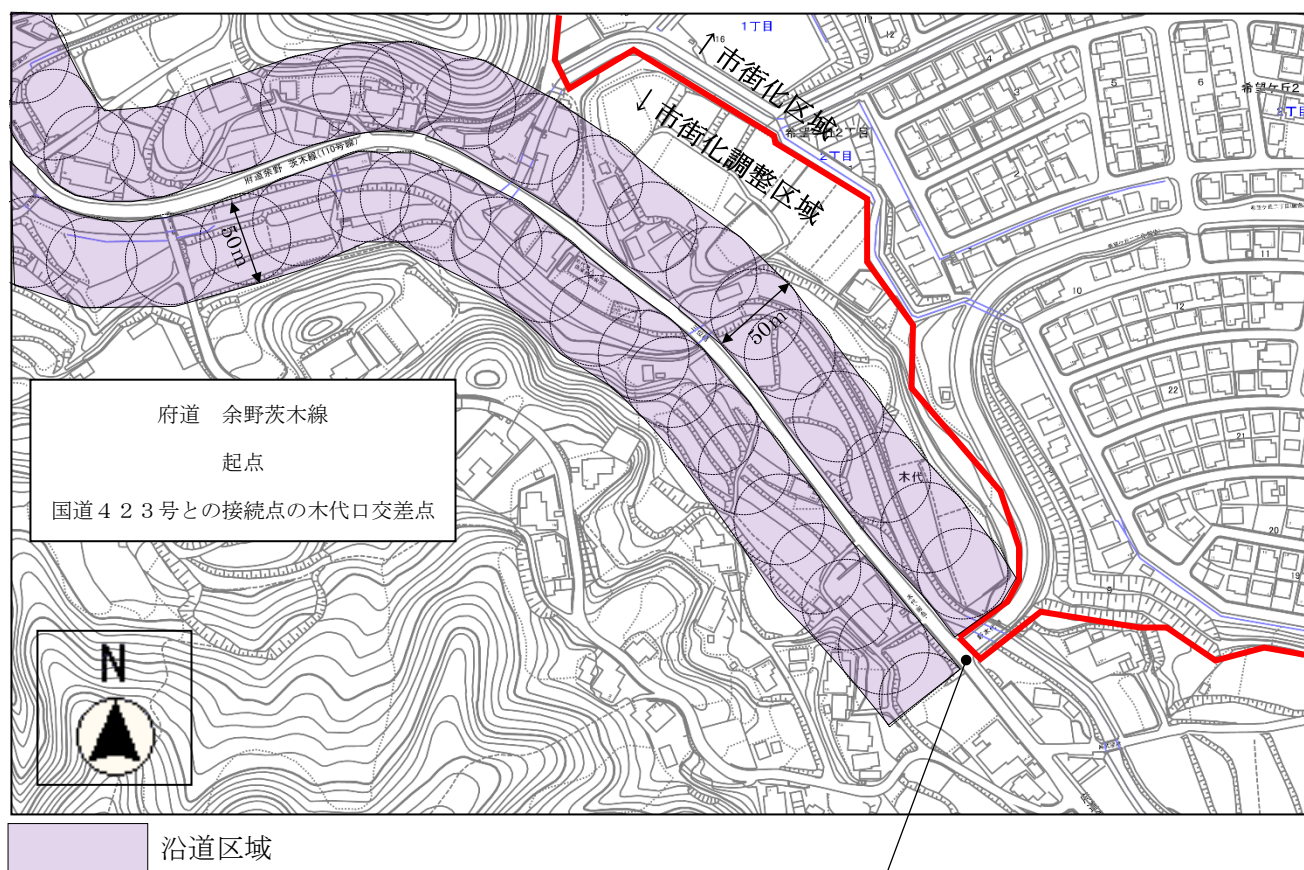
■国道477号（北）（吉川から北（黒川・能勢）方面）



沿道区域

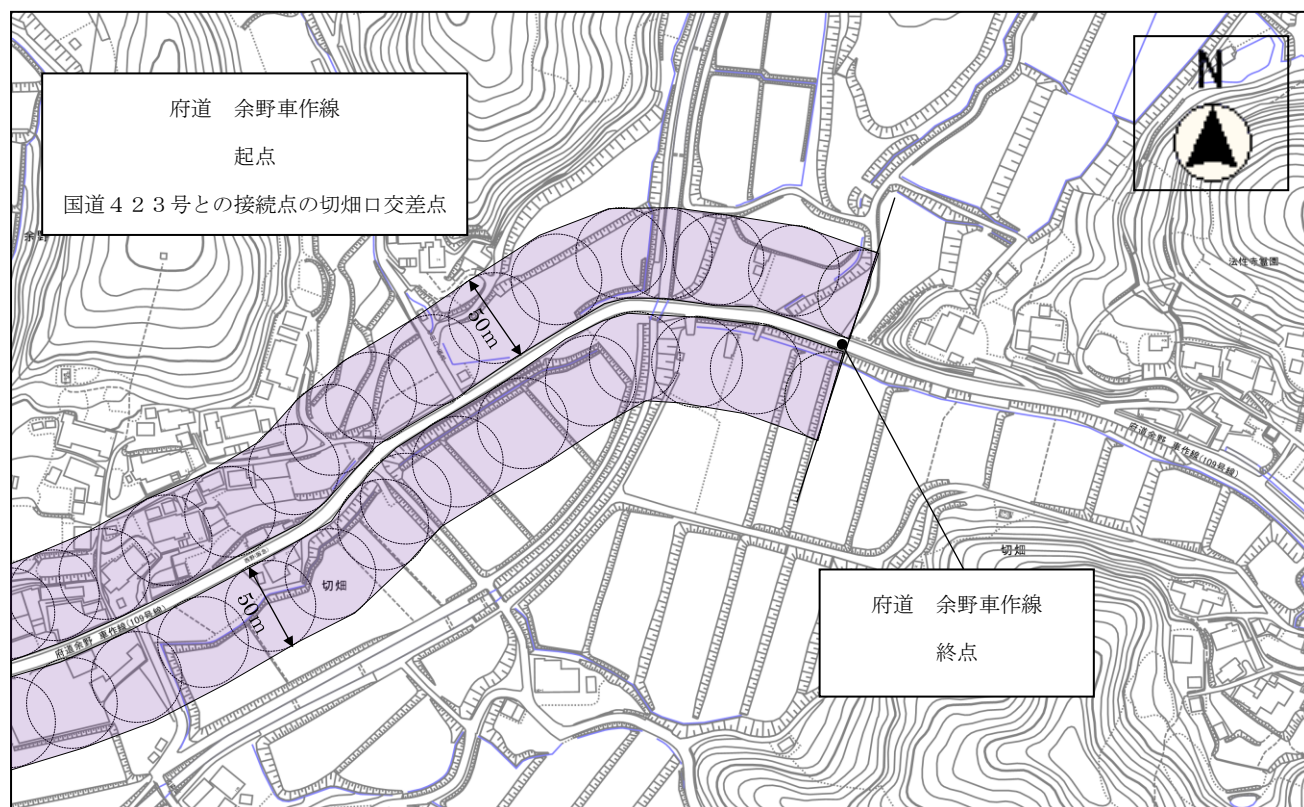
詳細地図 No.3

■府道余野茨木線 (木代口交差点から希望ヶ丘交差点まで)



詳細地図 No.4

■府道余野車作線 (切畑口交差点から指定箇所まで)



沿道区域



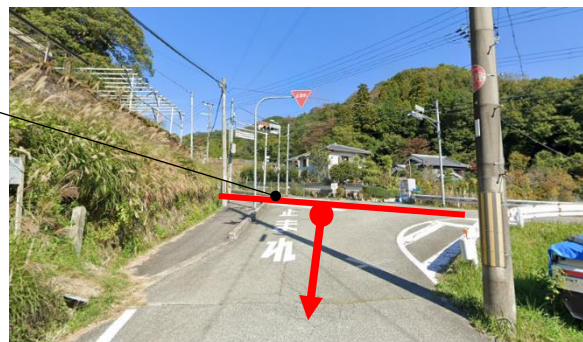
詳細地図 No.5

■花折街道（町道吉川中央線 国道477号との接続交差点から町道吉川川尻線 指定箇所まで）

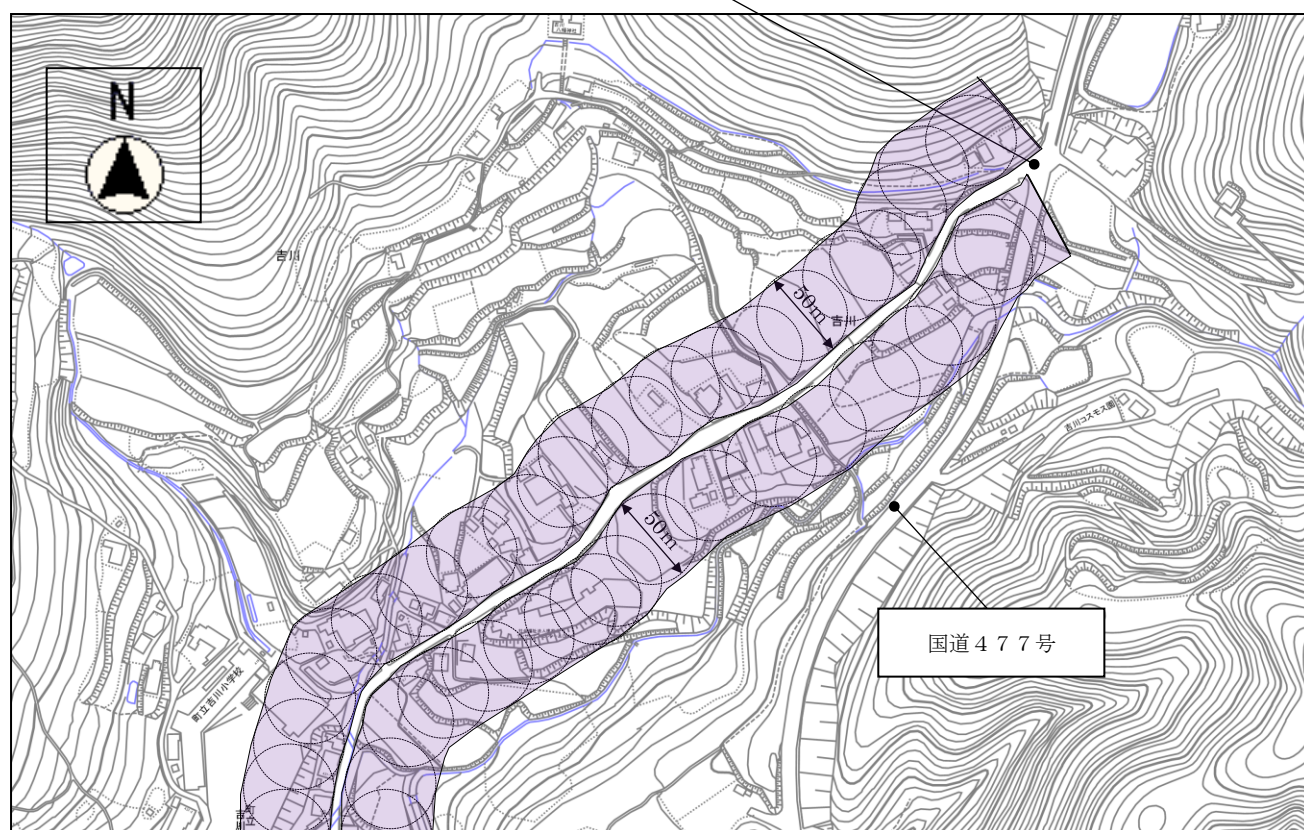
<起 点>

花折街道
起点

花折街道（町道吉川中央線～町道吉川川尻線）
起点
国道477号との接続点交差点



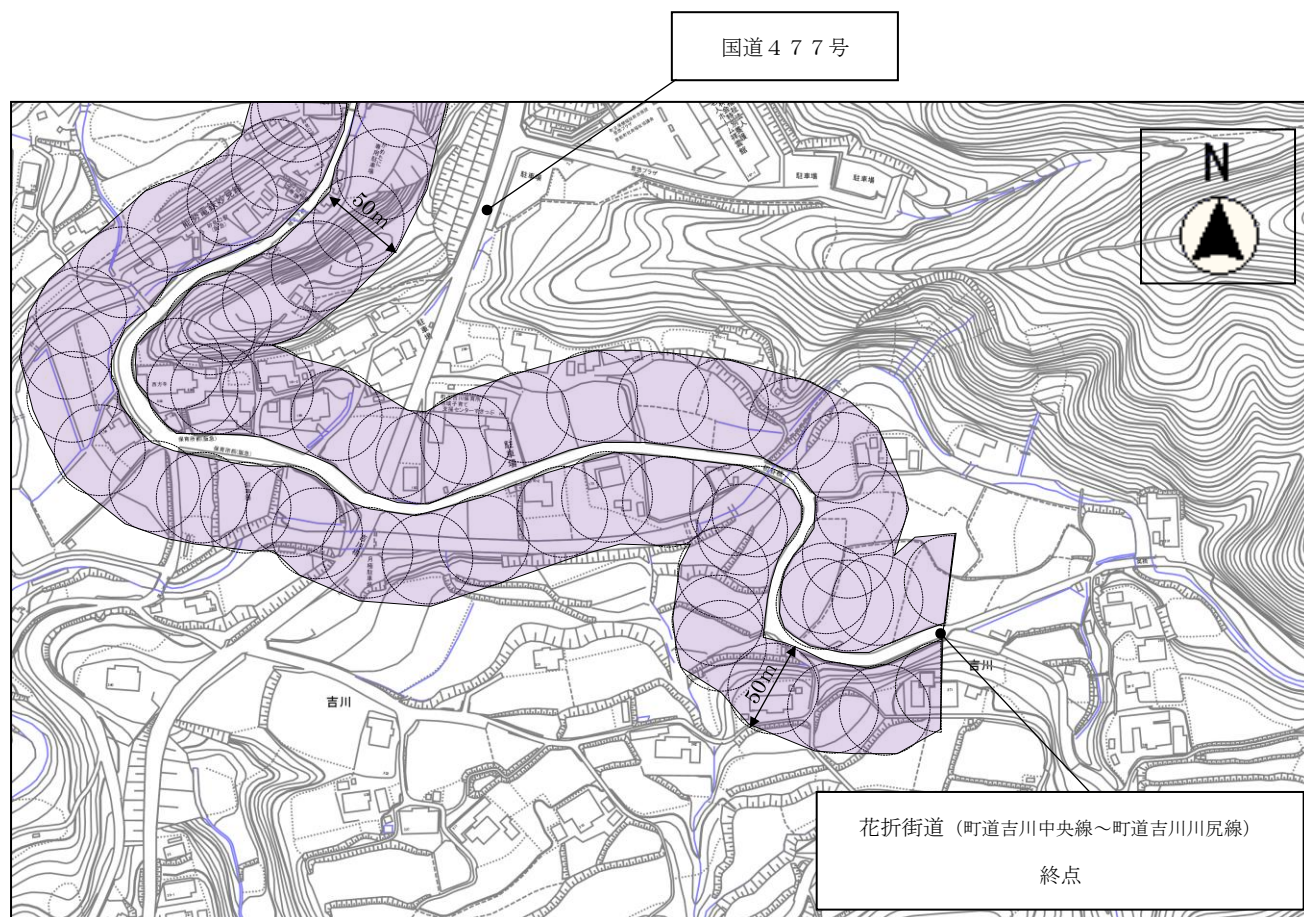
沿道区域



詳細地図 No.6

■花折街道（町道吉川中央線 国道477号との接続交差点から町道吉川川尻線 指定箇所まで）

<終 点>



沿道区域



豊能町提案基準A 市街化調整区域内の指定路線の沿道区域内で建築可能な建築物の用途制限一覧表

用途地域内の建築物の用途制限		提案基準Aの沿道区域内	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
○ 建てられる用途 × 建てられない用途 ①、②、③、④、▲ 面積、階段等の制限あり ● 提案基準Aに規定する建築可能な建築物の用途 (店舗、事務所、宿泊施設、工場) 敷地面積:500㎡以上5,000㎡未満															
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延床面積の2分の1未満のもの		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	非住宅部分の用途制限あり
事務所等	2階以下かつ床面積が150㎡以内の一定の店舗、飲食店等*	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④	①当該用途に供する部分が2階以下かつ1,500㎡以下の場合に限り建築可能
	2階以下かつ床面積が500㎡以内の一定の店舗、飲食店等*	●	×	×	⑤	○	○	○	○	○	○	○	○	④	②当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能
	*印以外の店舗、飲食店	●	×	×	×	①	②	③	③	○	○	○	③	×	③当該用途に供する部分が10,000㎡以下の場合に限り建築可能
	*印以外の事務所等	●	×	×	×	①	②	○	○	○	○	○	○	○	④物品販売店舗、飲食店が建築禁止 ⑤地域の農産物を取り扱う場合に限る
ホテル、旅館		●	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	×	×	▲3,000㎡以内
風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バット練習場等	×	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	×	▲3,000㎡以内
	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	×	①	①	○	○	○	①	①	①10,000㎡以内
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場等	×	×	×	×	×	×	①	①	○	○	○	①	×	①10,000㎡以内
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	×	×	×	×	×	×	×	①	○	○	○	×	×	①客席200㎡未満
	キャバレー、料理店等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	
	個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	
大規模集客施設 (延床面積が10,000㎡を超える劇場・映画館・演芸場・観覧場・店舗・飲食店・展示場・遊技場・勝馬投票券販売所・場外車券売場)		×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る
学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	図書館等	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	巡査派出所、公衆電話所等	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	公衆浴場、診療所、保育所等	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、福祉ホーム等	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	×	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以内
	自動車教習所	×	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以内
工場・倉庫等	単独車庫	×	×	×	×	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	▲300㎡以内 2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の2分の1以下かつ備考欄に記載の制限	●	①	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	①600㎡以内 1階以下 ②3,000㎡以内 2階以下 ③2階以下
	倉庫倉庫	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
	床面積の合計が15㎡を超える畜舎	×	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以内
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以内	●	×	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲2階以下
	作業場の床面積の合計が50㎡以内の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの	●	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり
	作業場の床面積の合計が150㎡以内の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの	●	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり
	作業場の床面積の合計が150㎡を超える工場又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
	自動車修理工場	作業場の床面積の合計が150㎡以内	●	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
		作業場の床面積の合計が300㎡以内	●	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
	火薬、石油類、ガスなどの→ 貯蔵・処理の→ 危険物の→	量が非常に少ない施設	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	①1,500㎡以内かつ2階以下 ②3,000㎡以内
		量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
		量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
		量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
	農産物の生産、集荷、処理施設	●	×	×	③	×	①	②	○	○	○	○	○	○	①1,500㎡以内かつ2階以下 ②3,000㎡以内
	農産物や農業の生産資材を貯蔵する倉庫	×	×	×	③	×	①	②	○	○	○	○	○	○	③原動機・作業内容の制限あり
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要													

※本表は、すべての制限について掲載したものではありません。建築物の用途については、建築基準法上の制限以外に別の法律によって制限を受ける地域があります。